宇美町パトロール実施報告書

令和07年06月05日AM9:30出発　走行距離8km

パトロール実施個所　宇美町役場出発
①宇美二丁目　小林酒造横⇒②下宇美　おかべ小児科横⇒
③上宇美　中央公民館前⇒④障子岳　浄水場横⇒
⑤貴船一丁目　ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目　役場裏

会社名	救命講習修了証
(株)和建設	第47-001号
(株)西日本建設	
陽光建設(株)	
事務局	第43-013号
合計	

車両写真

①宇美二丁目　小林酒造横

危険個所詳細

特になし

無

②下宇美　おかべ小児科横

危険個所詳細

草木多い

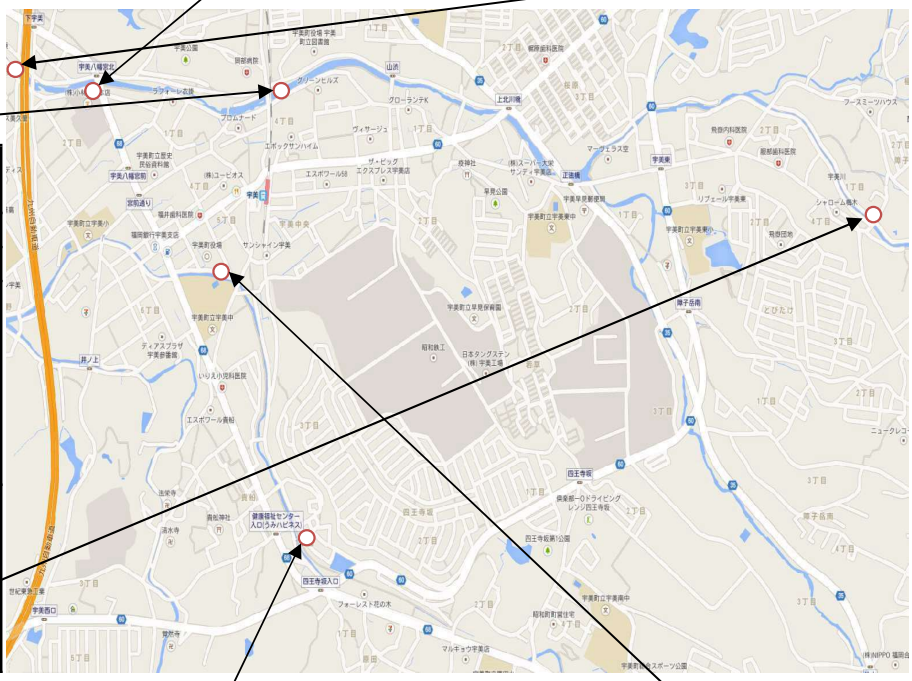

③上宇美　中央公民館前

危険個所詳細

草木多い

④障子岳　浄水場横

危険個所詳細

草木多い

⑤貴船一丁目　ちびっこ運動広場横

危険個所詳細

草木多い

⑥宇美五丁目　役場裏

危険個所詳細

特になし

無

様式第3号（第3条関係）

都市公園使用・占用許可書

6宇環第１４８６号
令和７年４月４日

申請者
住所　福岡市中央区那の川二丁目７番２－５０４号
氏名　一般社団法人　２１・建設クラブ・福岡
代表理事　池尻　努　殿

宇美町長　安　川　茂　伸

宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため
使用・占用の期間	令和７年　４月１０日　令和７年　４月１７日 令和７年　４月２４日　令和７年　５月　１日 令和７年　５月　８日　令和７年　５月１５日 令和７年　５月２２日　令和７年　５月２９日 令和７年　６月５日　９日間 ９時３０分　から　１０時３０分　まで　１時間
公園名	ちびっこ運動広場
使用・占用の内容	４００㎡
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第１２条第３号の規定により免除
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。

※　設置物件等が電柱等である場合において、複数本のものを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。